

指定共同生活援助に係る共同生活住居を設置する場合の立地に関する指導指針

この指針は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)及び「宇都宮市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年条例第9号。以下「指定サービス基準」という。)に定めるもののほか、本市において、指定共同生活援助に係る共同生活住居(以下「グループホーム」という。)を設置する場合の立地に関する指導方針について定めることとする。

立地に関する事項

- (1) 指定サービス基準第181条第1項において、グループホームは、入所施設又は病院(以下「入所施設等」という。)の敷地外にあるようにしなければならない旨規定されているが、「敷地内」か「敷地外」かの判断に当たっては、単に土地の所有関係によらず、周辺の環境や地域の実情を踏まえて総合的に判断するものとする。なお、次のア～エを満たす場合は敷地外と判断する。
 - ア 管理・運営面において、入所施設等からの独立性が確保されていること。
 - イ グループホームの門(出入口)が入所施設等と別に設置されていること。
 - ウ グループホームから入所施設等の敷地を通ることなく公道へ直接出られること。
 - エ グループホームと入所施設等で設備(居間、食堂、浴室等)の共用をしていないこと。
- (2) グループホームは、日中活動系サービス事業所と同一敷地内とならないようにすること。ただし、次のア～オを満たす場合は、この限りではない。この場合において、「同一敷地内」かどうかの判断については、上記(1)に準じて判断するものとする。
 - ア 管理・運営面において、日中活動系サービス事業所からの独立性が確保されていること。
 - イ グループホームと日中活動系サービス事業所で設備(居間、食堂、浴室等)の共用をしていないこと。
 - ウ マンション等の同一建物内に、グループホームと日中活動系サービス事業所を設置する場合は、個々の出入口を別に確保する等、機能的に完全に独立した構造となっていること。
 - エ 入所施設等と同様の生活とならないよう、より多くの地域との交流の機会を確保する観点から、年間を通じた地域住民との交流の機会を確保するとともに、日中活動系サービス事業所の選択にあたっては、同一敷地内の事業所だけでなく、周辺に配置する事業所についても広く選択肢を提示し、利用者及びその家族の意向を確認すること。
 - オ 意向確認の結果、利用者及びその家族が、同一敷地内の日中活動系サービス事業所の利用を希望する場合は、利用者の個別支援計画に位置付けること。(実地指導等において確認を行う。)

制定文

平成30年12月1日から適用する。